

かくの如く事業主の態度頗る強硬なる爲め争議團に於ては各支部並に總同盟九州聯合會の應援を求め且つ最後的方法を講ずことを決議し遂に二十二日午前三時會社附近に火災のあり其の混雜を利用して事業所に押し掛け坐り込み戰術に出で且つ所轄飯塚警察署員の警告を肯せず不穏なる行動に出でたので争議團員九名檢束せられた。

かくの如くにして此の懲戒任するに於ては何時解決するや計り難く依つて所轄飯塚警察署長は勞資双方の代表者を招致して調停斡旋に努めたるところ二十五日夜次の條件にて解決することとなつた。

## 十二、解決條件

- 1、争議費用として金一封（二拾圓）支給
- 2、被解雇者六名に對しては夫々未拂給料全額及積立金の元

利支拂  
最高 一一七圓 最低 三五圓  
總支給額 四四三圓  
以上